

【資料3】

令和2年4月27日

鳥羽市立幼稚園・小・中学校における
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休校措置について

鳥羽市教育委員会

1. 経緯

4月10日に、三重県独自の「感染拡大阻止緊急宣言」が発出され、4月16日には、「緊急事態宣言」が全国に拡大されたが、4月22日時点でも、三重県内での新型コロナウイルスの感染拡大が確認されている。

また、鳥羽市においては感染者が出ていないものの、近隣市町にまで感染者が広がってきており、ぎりぎりの予断を許さない状況が続いている。

一方、幼小中学校の児童生徒は、3月2日からの臨時休校が断続しており、延べ2か月間に及んで、園・学校で通常登校ができていない。この間、学習の遅れや健康状態、家庭生活での安全の確保など危惧すべき状況が続いている。

鳥羽市教育委員会では、これまで、3月の政府からの全国一斉臨時休校要請、4月の県教育委員会による県立高校の一斉臨時休校措置に呼応し、3月2日から3月24日までの1回目の臨時休校、4月15日から5月6日までの2回目の臨時休校措置としたところである。

2. 5月7日以降の学校の運営

次にあげる選択肢の中から、5月7日以降の学校運営を行いたい。

(1) 臨時休校の継続

- ・5月7日(木)から5月20日(水)まで、2週間の延長
- ・または、5月7日(木)から31日(日)までの休校
- ・以下3. に挙げる対応について、十分な配慮を行う

(2) 通常授業の再開

- ・公共交通機関の利用は避ける
- ・感染予防対策に万全を期す
 - 三密をさける（教室の机の間隔、換気、授業や給食形態工夫）
 - 毎日の検温・・・校舎に入る前に点検票チェック、検温忘れは個別対応
 - 手洗いの徹底、マスク着用、消毒実施
 - 校舎内の消毒を行う（ドアノブ、机など）
- ・再開に当たって、特に離島校にあっては町内会などへの周知、理解を得る

(3) 2交代制の学年単位登校・隔日授業・・・接触機会を極力減らす

- ・学年を2交代制で登校させ、通常授業を行う
- ・もしくは、3交代制で登校

- ・(月、水、金)、(火、木、土) グループに分ける→隔週でローテーションを行う
 - ・土曜日の授業については、担当職員は、同一週内の振替休業を置く
 - ・土曜日の給食については、地元調達として、一食500円とする
 - ・土曜授業を行うとすると、5月16日(土)から
- (4) 離島校の通常授業再開+陸部校は2交代(もしくは3交代)制登校・授業
- ・離島校については、感染リスクが低いことから平常授業を行う
 - ・陸部校については、感染リスクが高いことから(3)の隔日授業を行う
- (5) 夏季休業の圧縮について
- ・5月7日以降の臨時休校措置が解除された場合
夏季休業を8月1日(土)から8月23日(日)までとする
 - ・5月7日以降の臨時休校措置が継続された場合
夏季休業を8月11日(火)から8月16日(日)までとする
 - ・臨時休業が部分解除されたときは、日数に応じて考える

3. 臨時休校中の配慮事項

- (1) 学力、生活習慣の保障
- ・学習、生活計画表の作成、点検
 - ・学習課題の設定(未履修単元の学習指示、復習課題、発展的な課題など)
 - ・評価方法の検討
 - ・年間カリキュラム、指導計画の見直し
 - ・学校行事等の見直し
- (2) 健康観察
- ・学校規模、家庭状況に応じて、1週間から2週間に1回は電話やネット上での安全確認や、学習相談、生活相談を行う
 - ・保護者の相談にも積極的に応じ、関係窓口を紹介する
 - ・生活計画の中に、「1時間程度、少人数(3人以内)での運動機会」を設定
 - ・運動場所等についても、相談に乗り、校庭の開放も考える(分散させる)
- (3) ネット上での学習機会の創出
- ・各家庭のネット環境を調査する(Wi-Fi環境、PC・タブレットの保有の有無)
 - ・テレビ会議やネット授業を行うためのアプリケーションなどの検討
 - ・実施できるところから随時試行→情報交換
- (4) 生活困窮家庭や感染者または、濃厚接触者に該当したときなど十分な配慮をして指導に当たる

4. その他